

- ④訪問看護を提供するにあたっては、主治医と密接に連携するとともに、利用者の希望、主治医の指示及び心身の状況等を踏まえて、訪問看護計画を作成し、同計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行います。居宅サービス計画が作成されている場合には、それに沿って訪問看護計画を作成します。
- ⑤訪問看護を提供するにあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はそのご家族様(以下家族と表記)に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように指導又は説明を行います。
- ⑥医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもってサービスの提供を行います。
- ⑦訪問看護を提供するにあたっては、常に利用者の病状、心身の状況及びそのおかれている環境の適切な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行います。
- ⑧定期的に、訪問看護の質の評価を行い、常に改善を図ります。
- ⑨訪問看護を提供するにあたっては、居宅介護支援事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。
- (4)事業所の設備及び備品  
事業所には、訪問看護事業を行うために必要な広さを有する専用の事務室を設けており、また、訪問看護の提供に必要な設備及び備品を常備しています。
- (5)職員の配置状況等  
事業所には、以下の職員を配置しています。

①職員の配置状況

職種	保有資格	常勤	非常勤	合計
管理者	看護師	1		1
主たる事業所の訪問看護の提供にあたる従業者	看護師	4	2	6
	保健師	1		1
	理学療法士	2		2
	作業療法士	1		1
	事務員	2	0	2
サテライト事業所の訪問看護の提供にあたる従業者	看護師	4		4
	理学療法士	1		1
				18

\* サテライト事業所の看護師3名専従の他、業務都合により主たる事業所からの訪問体制を組んでいます。

②職員の職務内容

管理者:従業者及び業務の管理を行います。但し、適宜訪問看護も行います。  
訪問看護の提供に当たる従業者:実際に訪問看護を行います。

(6)サービス提供体制

事業所では、以下のサービス提供体制を整備しています。

①サービス提供体制加算に係る体制(介護保険)

- i)すべての看護師等に対し、看護師等ごとに研修計画を作成し、その計画に従い、研修(外部含む)を実施又は、実施を予定しています。
- ii)すべての看護師等に対し、健康診断等を定期的実施しています。
- iii)看護師等の総数は、勤続年数7年以上の者の占める割合が3割以上です。

②緊急時訪問看護加算(介護保険)、24時間対応体制加算(医療保険)に係る体制

利用者又は家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に24時間対応できる体制を敷いており、計画的に訪問することになっていない緊急時訪問を必要に応じて行います。

③特別管理加算に係る体制

特別の管理を必要とする利用者に対して、訪問看護の実施に関する計画的な管理を行える体制を敷いています。

④看護体制強化加算に係る体制(介護保険)

医療ニーズのある要介護者等の在宅療養を支える環境を整える体制を敷いています。

- i)算定日が属する月の前6月間において、利用者の総数のうち、特別管理加算を算定した利用者の占める割合が2割以上です。
- ii)算定日が属する月の前6月間において、利用者の総数のうち、緊急時訪問看護加算を算定した利用者の占める割合が5割以上です。
- iii)算定日が属する月の前12月間にターミナルケア加算を算定した利用者数が5人以上です。

⑤ターミナルケア加算(介護保険)・ターミナルケア療養費(医療保険)に係る体制

- i)ターミナルケアを受ける利用者について24時間連絡できる体制を確保しており、かつ、必要に応じて訪問看護を行うことができる体制を整備しています。
- ii)主治医との連携の下に、訪問看護におけるターミナルケアに係る計画及び支援体制について利用者又は家族等に対して説明を行いターミナルケアを行います。
- iii)ターミナルケアの提供について利用者の身体状況の変化等必要な事項を適切に記録します。